



雇児母発第0331001号
平成21年3月31日

各〔 都道府県
政令市
特別区 〕 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



「健やか親子21」の計画期間について

21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、かつ関係者、関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画である「健やか親子21」は、平成13年から推進してきたところであるが、今般、雇用均等・児童家庭局長参集の『「健やか親子21」の評価等に関する検討会』での検討を踏まえ、下記のとおり、「健やか親子21」の計画期間を延長することとしたので、ご了知の上、引き続き積極的な取組が図られるようお願いする。

なお、都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市、特別区を除く）への周知をお願いする。

記

1 「健やか親子21」の計画期間

国民運動計画の対象期間は、「健やか親子21」の策定当初、2001年（平成13年）から2010年（平成22年）までの10年間としていたが、4年間期間を延長し、2014年（平成26年）までとする。

2 計画期間の延長理由

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画（以下「行動計画」という。）については、2005年度（平成17年度）から2009年度（平成21年度）までが前期計画、2010年度（平成22年度）から2014年度（平成26年度）までが後期計画の計画期間と定められているところである。

行動計画においては、母子保健分野の課題も含めて計画が策定されるなど、「健やか親子21」との関連が深く、両者を一体的に推進することが、目標の達成に効果的であると考えられることから、「健やか親子21」の計画期間を延長し、行動計画と計画期間を合わせるものである。